

## 税金

## 消費税インボイス制度説明会・登録申請手続きの相談会

令和5年（2023年）10月から導入される消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

## 日時

・7月26日（水）10時～11時  
・8月30日（水）14時～15時

## 場所／公益社団法人湯浅納税協会

3階（湯浅町湯浅 2430番地 77）

## 定員／20人（先着順・電話予約要）

● **申し込み先**／湯浅税務署 法人課  
税部門 ☎63・5406（直通）

● **主催**／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

また、インボイス発行事業者への登録の要否を検討されている方を対象に個別相談のご予約を受け付けています。

※インボイスの制度の仕組みからお知りになりたい場合は、まずは前記説明会をご利用ください。

● **申し込み先**／湯浅税務署・個人課  
税部門 ☎63・5403（直通）

● **問** 湯浅税務署 法人課税部門 ☎63・5406・個人課税部門 ☎63・5403

## 年金

## 国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

● **令和5年度（2023年度）の申請書の受け付け開始日**／7月3日（月）

※申請・審査対象期間は、令和5年（2023年）7月から令和6年（2024年）6月。

※令和4年度（2022年度）以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1カ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

## 申請書提出先

・住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室・各出張所

● **申請に必要なもの**  
・和歌山西年金事務所（郵送可）

・基礎年金番号通知書、国民年金手帳、マイナンバーカード、マイナンバー通知カードのうちいずれか

1つ  
・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）  
・離職票（失業などを理由として申請する場合）

## 免除・猶予の審査

免除の場合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得、猶予の場合は、本人・配偶者の前年所得により審査されます。

## 保険料の追納

免除などの承認を受けた各月から10年以内であれば申し出により保険料を納めることができます。

ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。

● **問** 住民課（吉備庁舎）・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

## 医療

## 老人医療費受給者証の更新

満67歳以上70歳未満の方のうち、次の①～⑤のすべての要件を満たす方を対象とした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年更新申請手続きが必要ですが。

なお、現在受給されている方には事前に案内と申請書を送付します。保険証などをお持ちになり、手続きにお越しく下さい。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合があるにご注意ください。

受給要件に該当すると思われる方で、現在受給されていない方はお問い合わせください。

## 受給要件

①世帯全員の住民税が非課税であること。

②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること（遺族年金、障害年金などあらゆる収入を含む）。

1人 100万円  
2人 140万円  
3人 180万円

※以後1人増えるごとに40万円加算  
③預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること。

④現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産（田畑山林など直ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと。

⑤世帯以外の方から扶養を受けていないこと。

● **問** 住民課（吉備庁舎）